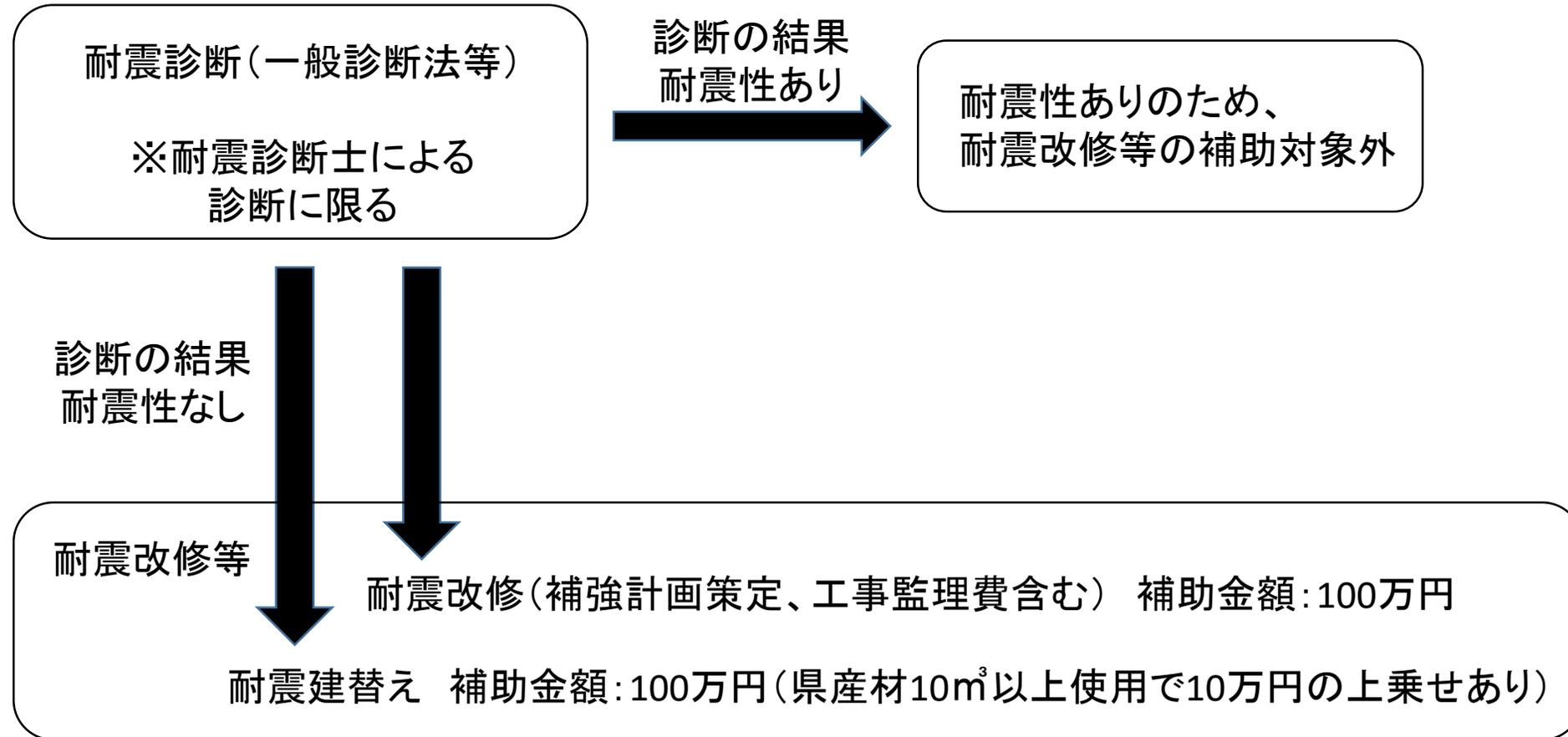
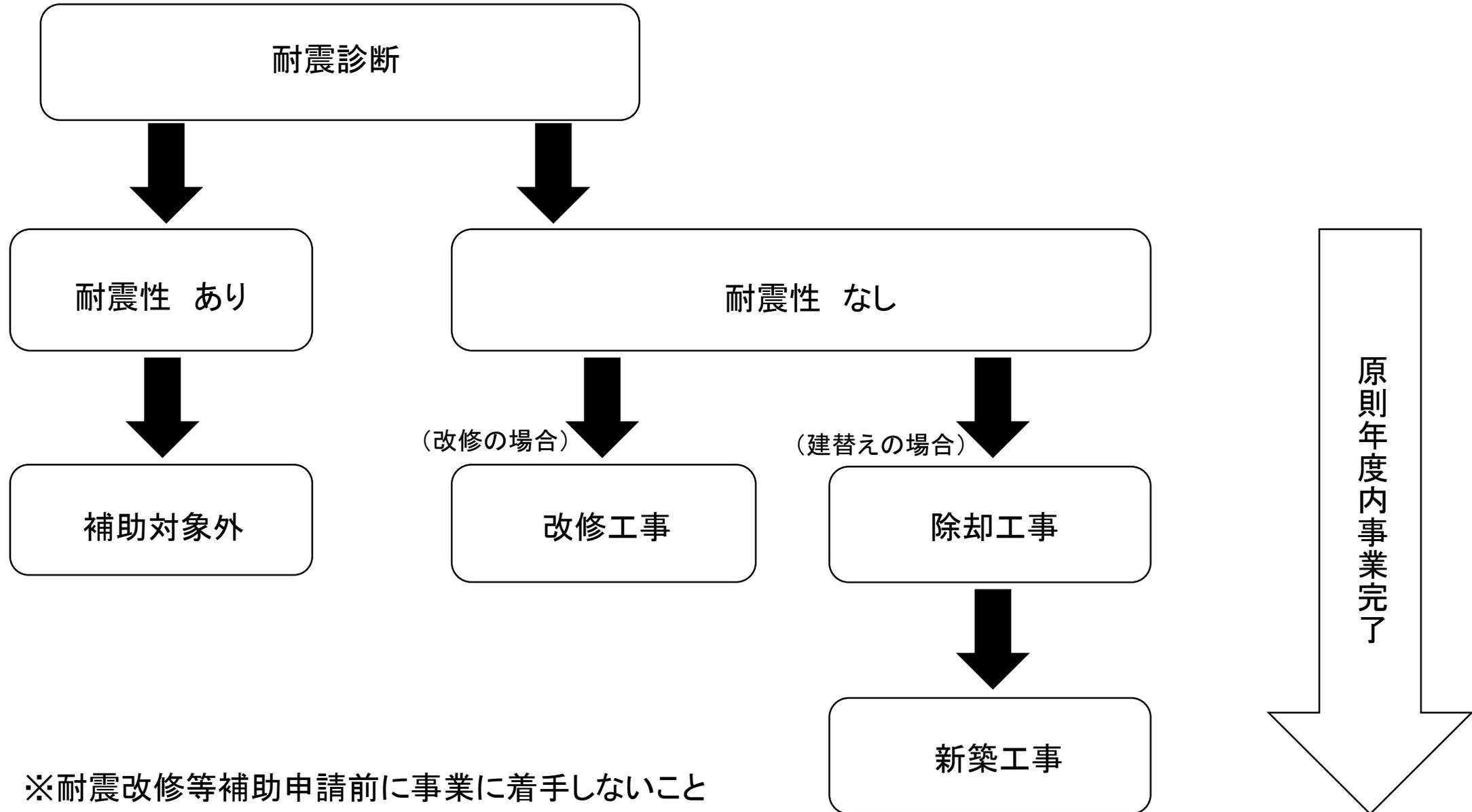


# 耐震化支援事業の流れについて

## 1. 耐震改修等補助制度のフロー



## 2. 事業の流れ



※耐震改修等補助申請前に事業に着手しないこと

### 3. 補助対象住宅

以下のすべての条件を満たす住宅であること

- ・木造2階建て以下の一戸建て住宅(居住部分が1/2以上の併用住宅を含む)
- ・昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法及び桝組壁工法の住宅
- ・賃貸を目的としない住宅

### 4. 注意点

- ・補助申請は事業(工事に関する契約を含む)の着手前となります。事前着手は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ・その他諸条件がありますので、事前に建築指導課までお問い合わせください。